

2019年度立入検査の結果について

立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成31年4月16日、17日	湊商事株式会社	七飯給油所	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため平成31年4月26日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 液石法第34条第1項の規程により供給設備点検が適切に実施されていない消費者に対しては、早急に点検を実施し、同法第87条の規程により当該点検結果を適切に管理すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
2	令和元年5月28日	株式会社ガスパル	千葉販売所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	令和元年6月20日	サンリン株式会社	塩尻支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
4	令和元年6月21日	株式会社ホームエネルギー長野	松本センター	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
5	令和元年8月1日	ガステックサービス株式会社	春日井営業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6	令和元年8月27日	ネクストワン株式会社	大阪営業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
7	令和元年11月14日	株式会社タイヨウ開発	本社	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
8	令和元年11月15日	カメイ株式会社	酒田支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
9	令和元年11月25日	静岡ガスサービス株式会社	静岡営業所	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため令和2年1月23日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 液石法第27条第1項の規程により保安機関が帳簿に記載すべき事項が口頭での伝達のみとなっていたため、同法施行規則第131条第2項のとおり、帳簿にて適切に管理すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
10	令和元年12月6日	西日本液化ガス株式会社	小倉支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
11	令和2年2月6日	ENEOSグローブエナジー株式会社	埼京支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)